菊川市地域公共交通会議設置要綱(平成19年菊川市告示第10号)

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、菊川市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
 - (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 菊川市長又はその指名する者
 - (2) 旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
 - (3) 住民又は利用者の代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 静岡県菊川警察署交通課長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間 とする。

(会長)

- 第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項 の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議 に諮り定める。

附 則(平成19年1月22日告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱告示後に最初に構成される委員の任期は、平成21年3 月31日とする。

(菊川市コミュニティバス導入検討委員会要綱の廃止)

- 3 菊川市コミュニティバス導入検討委員会要綱(平成17年菊川市告示第204号)は、廃止する。 附 則(平成21年4月1日告示第103号)
 - この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第44号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日告示第46号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年9月29日告示第174号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。 (任期の特例)

2 この告示の施行に伴い新たに委嘱される菊川市地域公共交通会議の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。